報道各位

新潟市福祉部

障害者総合支援法に基づく行政処分について

このことについて、下記のとおり、指定の一部効力停止処分を行いました。

記

- 1 対象事業者・事業所等
 - (1) 特定非営利活動法人CIL新潟
 - 運 営 法 人 名 特定非営利活動法人CIL新潟
 - ・法 人 所 在 地 新潟市西区坂井東4丁目22番8号 コーポなかよし事務所
 - ・代 表 者 理事長 篠田 隆
 - 事 業 所 名 特定非営利活動法人CIL新潟(平成25年6月1日指定)
 - ・事業所所在地 新潟市西区坂井東4丁目22番8号 コーポなかよし事務所
 - ・事業の種類 居宅介護・重度訪問介護
 - (2) 特定非営利活動法人幕明けプロジェクト
 - 運営法人名 特定非営利活動法人幕明けプロジェクト
 - ·法人所在地 新潟市秋葉区西金沢301番地1
 - ・代 表 者 理事長 中村 直
 - ①事業所名 まくあけびー(令和元年6月1日指定) 事業所所在地 新潟市秋葉区西金沢301番地1
 - 事業の種類 就労継続支援B型
 - ②事業所名幕明けベーカリー(令和3年11月1日指定) 事業所所在地 新潟市秋葉区美善2丁目4番地6 事業の種類 就労継続支援B型
 - ③事業所名 くろふね(令和2年4月1日指定) 事業所所在地 新潟市秋葉区程島2046番地1 事業の種類 就労移行支援
 - ④事業所名 くろふね (令和3年11月1日指定) 事業所所在地 新潟市秋葉区程島2046番地1 事業の種類 就労定着支援

- 2 処分の内容及び期間
 - (1) 特定非営利活動法人CIL新潟
 - 処分内容 指定の一部効力停止 (新規受入停止及び報酬3割減額)
 - ・処分期間 令和4年12月1日から令和5年5月31日まで(6か月間)
 - (2) 特定非営利活動法人幕明けプロジェクト
 - ・処分内容 指定の一部効力停止 (新規受入停止及び報酬3割減額)
 - ・処分期間 令和4年12月1日から令和5年5月31日まで(6か月間)
- 3 処分理由

	特定非営利活動法人 CIL新潟	特定非営利活動法 人幕明けプロジェ
	 	八
人員基準違反	-	•
運営基準違反	•	•
不正請求	•	•
法令違反	_	•
不正又は著しく不当な行為	•	•

- 4 不利益処分の原因となる事実 別紙のとおり
- 5 徴収金(加算金含む)
 - (1) 特定非営利活動法人CIL新潟
 - <u> 約3億5千545万円</u>
 - (2) 特定非営利活動法人幕明けプロジェクト 約6千632万円

問い合わせ先

(処分内容について)

福祉部障がい福祉課 指定係 佐久間 電話025-226-1241

就労支援係 長谷川 電話025-226-1249

(監査結果について)

福祉部福祉監査課 田宮 電話025-226-1182

(1) 特定非営利活動法人CIL新潟

- 【運営基準違反(障害者総合支援法第50条第1項第4号)】
 - ・指定当初から、全利用者の個別支援計画が未作成の状態でサービス提供を行って いた。
 - ・法定代理受領により給付費の支給を受けた場合に、利用者に当該給付費の額を通知しなければならないにも関わらず、指定当初から該当する全利用者に対し通知を行っていなかった。
- 【不正請求(障害者総合支援法第50条第1項第5号)】
 - ・指定当初から、全利用者の個別支援計画が未作成の状態にも関わらず、不正に給付費を請求し、受領した。
- 【不正又は著しく不当な行為(障害者総合支援法第50条第1項第10号)】
- ・令和3年2月1日に、法定代理受領により給付費の支給を受けている全ての利用 者に対し、法定代理受領の額の通知を行うよう市から口頭で指導を受けたにも関 わらず、該当する利用者の一部以外には通知を行っていなかった。
- (2) 特定非営利活動法人幕明けプロジェクト
 - 【人員基準違反(障害者総合支援法第50条第1項第3号)】
 - ・管理者兼サービス管理責任者が施設外就労に同行し、事業所内に管理者兼サービス管理責任者が不在の状態でサービスを提供していた。(事業所②)
 - ・届出上、常勤の職業指導員が、同法人他事業所の施設外就労に同行し、事業所に おいて、常勤の職業指導員、生活支援員が不在の状態でサービスを提供していた。 (事業所3)

【運営基準違反(障害者総合支援法第50条第1項第4号)】

- ・指定当初から、個別支援計画が未作成若しくは作成に係る一連の業務が適切に行われていない状態でサービスを提供していた。(事業所①及び③)
- ・個別支援計画が未作成若しくは作成に係る一連の業務が適切に行われていない状態でサービスを提供していた。(事業所②)
- ・施設外就労の要件を満たさずに施設外就労を実施していた。
- 満たしていなかった要件は以下のとおり。
 - *施設外就労の内容を含めた個別支援計画が未作成若しくは適切に作成されていなかった。(事業所①)
 - *事業所職員が施設外就労に同行せず、同法人他事業所職員が施設外就労に同行 しており、必要な職員の配置がなされていなかった。(事業所①及び②)
 - *利用者が施設外就労先の従業員から直接指導を受け、共同で作業をしていた。 (事業所①及び②)

- ・施設外支援の要件を満たさずに施設外支援を実施した。(事業所③) 満たしていなかった要件は以下のとおり。
 - *施設外支援の内容を含めた個別支援計画が未作成若しくは適切に作成されてい なかった。
 - *1週間ごとに個別支援計画の内容について必要な見直しが行われていなかった。 *利用者の状況に関する日報が作成されていなかった。
- ・勤務形態一覧表と日報の整合性が取れない、施設外就労実施報告書と施設外就労 に係るシフト表の整合性が取れないなど、職員の業務及び勤怠管理が一元的に行 われていなかった。(事業所①及び③)

【不正請求(障害者総合支援法第50条第1項第5号)】

- ・指定当初から、個別支援計画が未作成若しくは作成に係る一連の業務が適切に行われていなかったにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を適用せず、不正に訓練等給付費を請求し、受領した。(事業所①及び③)
- ・個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていなかったにもかかわらず、 個別支援計画未作成減算を適用せず、不正に訓練等給付費を請求し、受領した。 (事業所②)
- ・施設外就労の報酬算定要件を満たしていなかったにもかかわらず、不正に訓練等 給付費を請求し、受領した。(事業所①及び②)
- ・施設外就労加算の算定要件を満たしていなかったにもかかわらず、不正に訓練等 給付費を請求し、受領した。(事業所①)
- ・施設外支援の報酬算定要件を満たしていなかったにもかかわらず、不正に訓練等 給付費を請求し、受領した。(事業所③)

【法令違反(障害者総合支援法第50条第1項第9号)】

・一体的に運営する就労移行支援事業所において、人員基準違反、運営基準違反、 不正請求、不正又は著しく不当な行為が行われた。(事業所④)

【不正又は著しく不当な行為(障害者総合支援法第50条第1項第10号)】

・令和3年12月17日に実施した実地指導において「全利用者の個別支援計画について、適正な手続きの上至急作成すること。個別支援計画が未作成若しくは作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は個別支援計画未作成減算を適用すること。」と市から指示を受けたにもかかわらず、令和4年4月25日の監査時において、一部利用者の個別支援計画が適切に作成されていなかった。また、上記未作成に伴う個別支援計画未作成減算を適用せず、不正請求を続けていた。(事業所①及び③)